

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

第 4 回江津市議会定例会

議 案



議案第 6 7 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

別紙のとおり、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に、「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200

勤務職員以外 の職員	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700

37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400

65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	

93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			
99		301, 000	349, 200			
100		301, 400	349, 500			
101		301, 600	349, 800			
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			
104		302, 500	351, 000			
105		302, 700	351, 500			
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			
108		303, 600	352, 700			
109		303, 800	353, 200			
110		304, 200	353, 600			
111		304, 600	353, 900			
112		304, 900	354, 200			
113		305, 100	354, 700			
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				

	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600

第2条 第16条第2項第中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の53.75」を「100分の52.5」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年江津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400

25	220, 000	260, 400
26	221, 700	261, 300
27	223, 000	262, 200
28	224, 300	263, 100
29	225, 600	263, 900
30	226, 700	264, 700
31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500
51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900

53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600

81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300
108		303, 600

109		303, 800
110		304, 200
111		304, 600
112		304, 900
113		305, 100
114		305, 300
115		305, 600
116		306, 000
117		306, 200
118		306, 400
119		306, 700
120		307, 000
121		307, 400
122		307, 600
123		307, 900
124		308, 200
125		308, 500

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年江津市条例第7号）
の一部を次のように改正する。

第7条中

「

号給	給料月額
	円
1	380, 000
2	427, 000
3	477, 000
4	539, 000

」を

「

号給	給料月額
	円
1	392, 000
2	440, 000
3	492, 000
4	555, 000

」に

改める。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第5条 第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の給与条例」）第16条第2項、同条第3項及び第17条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」）による改正後の会計年度任用職員条例の規定及び第4条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の任期付職員条例」）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第16条第2項、同条第3項及び第17条第2項の規定、第4条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の会計年度任用職員条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 6 8 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 6 9 号

江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年江津市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の江津市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 7 0 号

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算(第 7 号)を定めることについて

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算(第 7 号)を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 7 1 号

令和 6 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を
定めることについて

令和 6 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を、別
冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 7 2 号

令和 6 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)
を定めることについて

令和 6 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)を、
別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 7 3 号

令和 6 年度島根県江津市水道事業会計補正予算(第 2 号)を定めることについて

令和 6 年度島根県江津市水道事業会計補正予算(第 2 号)を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 7 4 号

令和 6 年度島根県江津市下水道事業会計補正予算(第 2 号)を定めること
について

令和 6 年度島根県江津市下水道事業会計補正予算(第 2 号)を、別冊のとおり
定めるものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日提出

江津市長 中 村 中